ナ　老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ニ　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヌ　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第８条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ネ　介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

ノ　老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年３月厚生省告示第72号）別表第１（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（１から４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

ハ　医療法第１条の５に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ヒ　健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

フ　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第２条第２項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

ヘ　職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第４項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者

ホ　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

マ　「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）

ミ　「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年８月６日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ム　「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年４月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

メ　「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年３月31日付け障発0331第１号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日付け障発第0801002号）別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

モ　「地域生活支援事業の実施について」別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記１―９に基づく「移動支援事業」、別記１―11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記１―14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記１―11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員（「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年６月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」の別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記６(12)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものを含む。）

ヤ　「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

ユ　「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

ヨ　「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

ラ　「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」（昭和50年９月19日付け衛発第547号）別添（原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱）に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

リ　介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

なお、「介護等の便宜を供与する事業」は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和６年７月３日付け社援発0703第１号）に掲げるものを除き、次のような事業であること。

(ｱ)　地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

(ｲ)　介護保険法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業

(ｳ)　障害者総合支援法第30条第１項第２号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

(ｴ)　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第１項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

(ｵ)　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの